

身体障害者福祉タクシー券のご案内

みなかみ町では、町内に住所を有しており、下記に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方を対象として、タクシーの初乗り基本料金を補助する福祉タクシー券を交付しています。

対象となる障害の内容

- 視覚障害 1級 または 2級
- 肢体不自由 1級 または 2級
- 心臓機能障害 1級
- じん臓機能障害 1級
- 呼吸機能障害 1級
- 膀胱または直腸機能障害1級

◎ただし、上記の障害内容に該当する場合であっても、すでに自動車税または軽自動車税の減額免除を受けている方は福祉タクシー券の交付は受けられません。

◎ご自身の障害内容および等級等についてはお持ちの身体障害者手帳でご確認ください。

交付されるタクシー券の内容

- 初乗り運賃1回利用券24枚（24枚綴り／1冊）

◎対象となる身体障害者の方お1人につき年間1冊の交付が受けられます。

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳 / ■印鑑（対象となる身体障害者のもの）

◎申請に必要なものを持参いただければ代理の方がお手続きいただいても構いません。

申請窓口及び申請期間

- 申請窓口・・・みなかみ町役場町民福祉課 または 水上・新治各支所住民係
- 申請期間・・・令和2年4月1日(水)より上記窓口で申請の受付を開始します。

お問い合わせ先

■今回のご案内についてご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

みなかみ町役場 町民福祉課 障害・福祉係 電話25-5011

令和元年度において福祉タクシー券の交付を受けている方へ

現在交付されている福祉タクシー券は3月31日以降利用できなくなります。次年度も同様の利用を希望される場合は、お手数ですが今回のご案内に基づき改めてご申請の手続きをお願いいたします。